

外国軍艦への対処（閣議決定）

平成 27 年、乙未の年が間もなく暮れようとしている。「いつび」の年は、対立・矛盾するものが互いに争うと云われる「相剋」の年であり、国会では、安全保障関連法案が盛んに審議された。9 月 19 日未明に参議院本会議で可決された「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」と「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動に関する法律」は、来年 3 月迄に施行される運びとなっている。両法案の制定に当たり、政府が「集団的自衛権」の憲法解釈を変更、容認したことが国会審議の焦点となりマスコミも連日取り上げたことから、本件は日本国民の大いに注目する処となった。平成 27 年は、我が国安全保障政策上の一転換点として記憶されることになるだろう。

しかし本稿では、この事ではなく、ある重要な閣議決定について確認をしておきたい。これは、国会審議の陰に隠れ余り目立たなかったのであるが、安保関連法が机上の空論に近い憲法論議に終始したのに比べ内容がより具体的であるので、ある意味、特に海上自衛隊にとっては影響が大きいものであると筆者は考えている。

今回の安保関連法案が閣議で決定された 5 月 14 日、他に二つの閣議決定が行われた。一つは「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う**外国軍艦への対処**について」であり、今一つは「離島等に対する武装集団による**不法上陸等事案に対する政府の対処**について」である。何れも、「今そこにある危機」への政府の対応要領を明確にしたものであるが、趣意が類似していることから、ここでは、より蓋然性の高い前者について取り上げたい。

この「外国軍艦への対処について」は、以下の四項目からなる。

1. 事態の的確な把握
2. 事態への対処
3. 迅速な閣議手続等
4. 事案発生前からの緊密な連携等

内容は、領海及び内水において**無害通航**¹に該当しない航行を行う外国軍艦に対して、我が国政府は「領海外への退去要求等の措置を直ちに行う」ことを明示したものであり、

¹ 「無害通航」とは、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない通航であり、無害とみなされない活動については「海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）」に列挙されている。この際、潜水艦は浮上航行しその旗を掲げなければならず、航空機の上空通過は許されない。また、「内水」で無害通航が認められるのは、沿岸国が領海の基線を「直線基線」に定めた場合、新たに内水として取り込まれた一部の水域のみである。

その措置は「自衛隊の部隊により行うことを基本」としている。そして、自衛隊の部隊が動く基準となるのが「海上における警備行動」であり、その行動を速やかに発令するために「迅速な閣議手続等」が定められた。平成16年に、中国の漢級原子力潜水艦が我が国領海を侵犯した際、「海上における警備行動」発令の遅れが問題になったことがあったが、この閣議決定により、警備行動の発令に係る内閣総理大臣の承認等のために開催する閣議や命令発出に際しての国家安全保障会議における審議等は、**電話等**により迅速にできることになった。

政府が、この様に外国軍艦への対処について明確な姿勢を示したのであるから、措置を行う基本部隊を運用する防衛省・自衛隊は、事案が発生した場合に即応できる態勢を速やかに構築しなければならない。

「国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦」に対応する上で、防衛省・自衛隊は、「防衛力整備」と「交戦規定」との二つの課題に直面するものと思われる。**防衛力整備**については、常統的な警戒監視や当該措置をとるために必要な艦艇及び航空機という物的整備のみならず、内閣官房や関係省庁との連携強化に必要な人的配備や取極め、そのための教育訓練等、広範囲なものとなるであろう。これらの整備は、「我が国を防衛する」という自衛隊の主たる任務に必要な防衛力の全体構想を勘案して行わなければならない。また、対処部隊の**交戦規定**（ROE）については、「海上における警備行動時の権限（隊法第93条）」に基づき定められるので、武器の使用は、「警察官職務執行法」や「海上保安庁法」を準用する範囲に限定される。外国軍艦へ対応するには真に心許ない権限であり、現場部隊では必死の覚悟と周到な準備が必要であろう。部隊の行動基準を細部まで明確にすると共に、指揮統率上、そして人事教育上の手当てをしなければならない。

先週24日、平成28年度予算の概算要求案が閣議決定された。しかし、海上自衛隊が「周辺海空域における安全確保」及び「島嶼部に対する攻撃への対応」等の為に必要としていた多用途ヘリコプター（艦載型）の取得は見送られた。これは、本件に関して公益通報があり特別防衛監察が行われている為だが、防衛省にそんな余裕はあるのか。監察は監察として、所用の防衛力整備は着実に進めていかなければならない。更には、本中期防末の平成30年にコンパクト艦と云われる新型護衛艦2隻が取得される予定である。間もなく始まる性能要求の検討に当たっては、前記二つの閣議決定に適合するかどうか考慮されることになろう。難問山積であるが、明くる平成28年は、諸事が発展し形になっていくと云われる丙申（ひのえさる）の年である。防衛省・自衛隊の御活躍を期待したい。（了）